

スポーツ施設利用者において新型コロナウイルス陽性が判明した場合の消毒費用等負担について（プロリーグ等所属チーム）

前橋市スポーツ課

1 概要

施設利用後、参加者（観客含む）における新型コロナウイルス陽性が判明した場合の消毒作業等に係る費用等について負担を求めるものです。

2 適用する利用区分

- ・試合利用
- ・練習利用

3 求める内容

（１）消毒除染の際に発生する費用。

（消毒を業者に依頼する場合は、その費用を負担する。業者に依頼しない場合は、消毒作業の協力と作業にかかる必要経費（消毒剤等の費用）について負担する。）

〈業者に依頼しない場合の経費の例〉 消毒剤、マスク、防護服

〈業者に依頼した場合の経費の例〉

前橋市民体育館（メインアリーナ、２階観客席、３階観客席）

・・・約 90 万円

※上記金額は例であるため、実際にかかる費用は変更となる可能性があります。

（２）施設閉鎖をした場合、閉鎖期間に入っていた予約の使用料相当額。

〈閉鎖する可能性がある場合〉

選手・スタッフの陽性が判明した場合、または、観客においてクラスターが発生した場合。

4 負担割合について

- ・選手・スタッフの陽性が判明した場合は、チームが全額負担。
- ・管理方法が原因で観客クラスターが発生した場合は、チームが全額負担。
- ・クラスターではないが、観客の陽性が判明した場合は、その都度チームと前橋市スポーツ課の協議のうえ決定をする。ただし、以下の場合については、チーム側が全額負担することとする。

〈観客陽性において全額負担となる場合〉

- リーグのガイドライン等を遵守せず、適切な感染防止対策がされていないと判断される場合。
- 利用許可条件に違反している場合。
(大会報告、健康状態申告書等の不提出や偽り、その他不正があると判断される場合等)
- その他、施設利用において適切な感染防止対策がされていないと判断される場合。

5 補足

基本的な取り扱いは、上記のとおりとなりますが、疑義が生じた場合等、状況により別途前橋市スポーツ課とチーム間で協議し、負担割合等について決定することとします。